

## あんしん新栄サービス利用規約

- ・本規約はあんしん新栄サービス(以下「本オプション」といいます)の、サービスを規定するものです。
- ・本オプションの料金は毎月550円(税込)です。加入月及び廃止月においても、日割りの取扱いはいたしません。
- ・本オプションは下記3つのあんしんサポートサービス、及び、無料付帯特典として附則に定める通信端末修理費用保険を付与します。

### 【初期設定サポート】

以下の設定、データ移行をする際の操作方法などをサポートいたします。

#### ◇アカウント設定

・Apple ID   ・Googleアカウント

#### ◇端末初期設定

・APN設定   ・セキュリティアプリ設定

#### ◇データ移行

・電話帳   ・写真   ・動画

※データの状況や機種ごとの機能差により、すべてのデータを移行ができない場合があります。

### 【代替機貸出しサポート】

修理期間中にご利用になれる代替機の貸出しを無料で行っております。

- ・現在の電話番号をそのまま利用できます。
- ・機種の指定はできません
- ・修理完了の連絡から30日以内に代替機のご返却をお願いします。

※お客さまのご契約種別やAndroidのバージョンが異なる代替機をお貸出しする場合がございます。

修理期間中ご利用になれないサービスなどがある場合がございますので予めご了承ください。

### 【交換修理サポート】

メーカーでの修理が不可の場合などにリフレッシュ品への交換をいたします。

- ・別途交換端末に応じて交換修理代金が必要となります。
- ・お客さまがお使いの機種と同型の機種の販売をCBCビップスが終了している場合、同価格帯の機種への交換となります。

※スマートフォンのケース、アクセサリなどはサービス対象ではありません。

- ・すべてのサポートにおいてCBCスマホが提供する通信サービスを利用した端末、もしくはCBCビップスから購入した端末が対象となります。

附則 第1条(本オプションの特典付与)

当社は、会員契約が継続する限り本オプションを利用する会員に、以下の通信端末修理費用保険特典を付与するものとします。なお、特典の利用範囲は、別紙に定めるものとします。

(特典) 通信端末修理費用保険特典

- ① オプション「あんしん新栄サービス」に付随関連して、会員が所有し、利用するスマートフォン、タブレット端末をいい、(以下「対象端末」といいます。)破損・水濡れ等により会員に生じた損害に関して、次号に定める引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいいます。
- ② 引受保険会社は、さくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)であり、引受保険会社と当社が通信端末修理費用保険契約を締結し、被保険者を会員とすることで、本特典が付与されるものとします。
- ③ 会員は、前号の保険契約の被保険者となることにつき、予め同意するものとします。
- ④ 引受保険会社に対する保険料の支払いは、当社が行います。

この規約は令和4年12月1日から実施します。

## 1. 概要

オプション「あんしん新栄サービス」に付随関連して、会員が所有し、利用するスマートフォン、タブレット端末をいい、以下「対象端末」といいます。)の破損・水濡れ等により会員に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を当社、被保険者を会員とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスをいいます。

## 2. 対象端末(保険の対象)

(1) 「CBCスマホ」が提供するサービスによりインターネット接続サービスに接続することができる通信機器、もしくは「BCビップス」が販売する端末のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。

- ① 本サービス契約時点でメーカー発売日から5年以内の製品であるか、または、本サービス契約日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明がとれる端末。
- ② 本サービス契約時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
- ③ 会員の所有する端末。
- ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
- ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。

(2) 対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。

(3) 以下のものは、対象端末から除かれます。

- ① 2(1)①の対象期間経過後の端末。
- ② 対象端末の付属品・消耗品(ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等)。
- ③ 対象端末内のソフトウェア。
- ④ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの)以外で、加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末。
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である端末。
- ⑦ 日本国外のみで販売されている端末。
- ⑧ 本サービス以外の保険、または保証サービス(延長保証サービス等を含みます)等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

## 3. 補償期間

(1) 会員は、本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。

## 4. 保険金の金額

当社は、会員に以下、5. 記載に応じて、対象端末に損害(修理費用・交換費用をいいます。)が生じた場合に、1会員あたり1年(起算日は、利用開始日とします。)に

つき下記記載の金額(非課税)を上限として、会員が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、

除外事項に該当する場合、保険金はお支払いしないものとします。

対象端末の種別	
スマートフォン	タブレット端末

#### 5. 補償の範囲(保険金が支払われる場合と支払われない場合)

対象端末	保険金額 (※1)	免責金額	ご利用条件回数
スマートフォン	修理可能:最大10万円(※1) 修理不可:最大5万円(※2)	3千円(※3)	回数制限なし (※4)
タブレット端末			

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不可とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能で、会員が別途対象端末の同等品を購入した状況を指します。

対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金(非課税)をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※2 会員が修理不可となった当該端末の購入時卸価格の50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金(非課税)をお支払いします。

※3 対象端末に生じた損害の額が1回の事

故につき3千円を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金をお支払いします。ただし、1回の事故によって生じた損害の額が、保険金額に相当する額以上となった場合は、免責金額を適用しません。

※4 一の会員に対して支払われる保険金(非課税)の上限額は、1年間(起算日は利用開始日)につき10万円です。なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

#### 【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」の場合	①引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ②修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③損害状況・損害品の写真

	<p>④メーカーの発行する保証書(メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑)</p>
<p>「修理不可」 の場合</p>	<p>① 引受保険会社所定の保険金請求書  ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不可であることを証明できるもの  ③ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの  ④ 修理不可となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票  ⑤ 損害状況・損害品の写真  ⑥ 盗難届受理証明書(盗難の場合。所轄警察署が発行する証明書)</p>

## ■保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 会員と同居するもの、会員の親族、会員の法定代理人、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (7) 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 利用開始日以前に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (12) 利用契約が終了した日の翌日以降に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (13) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合(携帯電話通信会社で販売した製品または日本人を設立しているメーカーの純正製品は除く)
- (14) 対象端末を家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- (15) 対象端末が、会員以外の者が購入した端末であった場合
- (16) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
- (17) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合(初期不良を含む)
- (18) 対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定される場合を含む)製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
- (19) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (20) 対象端末を、加工または改造した場合
- (21) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
- (22) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求(見積り取得に関する費用・送料・Apple エクスプレス交換サービス利用料など)
- (23) 取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した電氣的・機械的故障
- (24) 詐欺、横領によって生じた損害
- (25) 修理中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害
- (26) 日本国外で発生した事故による損害
- (27) 対象端末が日本国外で盗難によって生じた損害

(28)中古品として購入した対象端末に生  
じた電氣的・機械的の事故に起因する損  
害

以上